平成２５年（フ）第２１８号
茨城県石岡市東石岡３丁目７番２号
債務者　村　　武司
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２４０号
長野県塩尻市大字広丘野村1610番地３　フジワラビル303
債務者　藤原　　悟
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２５０号
三重県鈴鹿市中旭が丘３丁目４番３号　ハイツ旭が丘さくら棟011―32
債務者　串﨑ほづみ
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５２号
三重県四日市市ときわ５丁目５番28号　ときわマンション302
債務者　濱田起美代
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
三重県桑名市大字大福399番地
債務者　谷口　千歳（旧姓谷山）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２号
三重県四日市市高花平５丁目８番地　Ｔフレグランス高花101
債務者　岡副　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
大津市美空町１番５―501号、前住所大津市北比良1195番地の５
債務者　守屋　雅史
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１１号
滋賀県高島市安曇川町西万木1092番地１　市営住宅新西万木団地212号
債務者　若狭美穂子（旧姓澤村）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４８号
滋賀県近江八幡市中小森町378番地６、前住所滋賀県野洲市小篠原925番地３　コスモ野洲607号
債務者　小泉　恵子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５１号
滋賀県湖南市下田2235―110　橋本方、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町虫生野1203番地８
債務者　西田　　健
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
滋賀県長浜市鐘紡町１番２―1001号
債務者　吉田　和弘
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１３５８号
京都府宇治市大久保町平盛５番地の99
債務者　山本　頼子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４０号
京都府八幡市八幡小松20番地の２　1802
債務者　内藤　和枝
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
京都市伏見区深草鈴塚町６番地の１　鈴塚市営住宅１棟201
債務者　藤岡　幸夫
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
京都市南区上鳥羽岩ノ本町72番地　福山通運社宅西館606
債務者　大鹿純一郎
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５４号
京都市南区上鳥羽岩ノ本町72番地　福山通運社宅西館606
債務者　大鹿　　望
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
鳥取県鳥取市的場４丁目26番地１　タウンアローズ30―106号、旧住所鳥取県鳥取市古成２丁目４番26号
債務者　岡前　　靖
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
鳥取地方裁判所民事部